医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

- **顔認証付きカードリーダーは、**医療機関・薬局に無償提供(病院3台まで、診療所等1台)
- **それ以外の費用は、補助を拡充※1** (病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施)
- ※ 1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った<u>令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、</u> <u>令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ</u>医療機関・薬局を対象(上記申込期限は最も遅いケースであり、<u>医療機関等はより早期の申込や契約が必要。</u>) (従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要)

	顔認証付き カードリーダー の申込時期	病院 ····································			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン 薬局以外)
顔認証付きカードリーダー 提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容	①令和3年4月 ~令和4年 6月6日	1台導入する場合	2 台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に、その 1/2 を 補助	32.1万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円を上 限に、その 3/4 を補助
		105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その 1/2 を補助	100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その 1/2 を補助	95.1万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その 1/2 を補助		
	②令和4年 6月7日~	210.1万円 上限に補助 ※事業額の420.2万円を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	200.2万円 上限に補助 ※事業額の400.4万円を 上限に、その <u>1/2</u> を補助	190.3万円 上限に補助 ※事業額の380.6万円を 上限に、その1/2を補助	同上	基準とする事業額 42.9万円を上限に 実費補助

- ※ その他の費用:(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。
- ※ 消費税分 (10%) も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額
- ※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施
- ※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を 実施する(補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする)。
- ※ 補助の見直しについて。病院:過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し(補助率は1/2を維持)。診療所・薬局(大型チェーン薬局以外):経営規模を踏まえ、実費補助とする 大型チェーン薬局:補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。